

決議 11.19 (CoP16 で改正) * [仮訳]

識別マニュアル

識別マニュアル委員会は 1977 年に初めて設置され、条約締約国の役に立つ最初の委員会の 1 つだったことに留意し、

この委員会のために働いた全員に対し、識別マニュアル作成のために行った働きについて感謝の意を表し、第 6 回締約国会議（オタワ、1987 年）と第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）の間、この委員会には議長も委員もいなかったことにも留意し、

第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）以降、同委員会の委員の指名に対する関心を表明した締約国が 1 国のみであることにさらに留意し、

識別マニュアルのために条約で使用される 3 言語での印刷物を定期的に制作する必要がある、それに必要な作業は委員会によって即座に実行できる性質のものではないことを認識し、

条約締約国会議は

事務局に対して次のことを行うよう命じる。

- a) 条約で使用される 3 言語の識別マニュアルに掲載するために、動物並びに植物種の識別に関する印刷物を制作する。
- b) 注釈を含む掲載を採択するとき、附属書を改正する提案が採択された締約国から取得した関連データに基づき、掲載の対象となる部分並びに派生物を図示した図表を作成する。

- c) 締約国からの要請に従い、種の識別に関する助言を提供するか、又は当該分類群に関して専門家からの助言を求める。
- d) 関連性がある場合、事務局が組織するトレーニングセミナーに種又は標本の識別というテーマが盛り込まれるよう保証する。
- e) 国内又は地域で識別マニュアルを作成するにあたり締約国に支援を提供する。
- f) 附属書に新たな種を掲載する提案が採択された場合、その提案を出した締約国から、採択後 1 年以内に、識別マニュアルへの掲載のための適切なデータを獲得する。
- g) 財政能力の範囲内で、識別マニュアルを刊行する。
- h) 必要な場合にはいつでも常設、動物及び植物委員会に進捗状況を伝える。
- i) 各締約国会議で報告を行う。締約国会議は、附属書に新たな種を掲載する提案を提出し、それが採択された締約国に対し、採択後 1 年以内に、識別マニュアルへの掲載のための適切なデータを提供するよう強く勧める。
締約国並びに組織に対し、識別マニュアルの制作を保証するための資金を提供するよう訴える。
識別マニュアルの利用を推進するよう締約国に要請する。 ■

* 第 16 回締約国会議で改正。